

小児慢性特定疾病医療費助成制度における「指定医」の申請の手引き

小児慢性特定疾病医療費助成制度に基づく医療意見書を記載することができるのは、都道府県知事等が指定した「指定医」に限定されます。

姫路市に勤務地がある場合は、姫路市長が指定します。

姫路市が指定した指定医については、姫路市ホームページに主たる勤務先及び氏名等を公開します。

【 指定医について 】

- ・ 「指定医」は、申請時において 5 年以上診断・治療に従事経験（臨床研修の期間を含みます。また、小児慢性特定疾病以外の診断、治療経験でもかまいません。）がある医師のうち、以下の 1 又は 2 の要件を満たす医師が対象となります。
- ・ 有効期間は 5 年です。

- 1 厚生労働大臣が定めた専門学会の専門医資格を有する医師（※1 別紙参照）
又は
- 2 「小児慢性特定疾病指定医研修」（※2）を受講した医師
（※2:過去に都道府県等が実施した研修を修了している場合は、その終了証の写しが必要。今後研修を受講する場合は、小児慢性特定疾病指定医研修サイト（<https://www.sdtweb.jp>）でアカウントを作成し、研修受講後に発行される修了証が必要）

＜ ご注意ください ＞

小慢指定医については、主として診断を行う医療機関が所在する自治体（都道府県、指定都市、中核市など）1 か所のみに申請を行う取り扱いに変更されました。

勤務地の所在地	指定医の申請先
姫路市内	姫路市保健所 予防課
神戸市内	神戸市保健所 こども家庭支援課
尼崎市内	尼崎市保健所 疾病対策課
西宮市内	西宮市保健所 健康増進課
明石市内	あかし保健所 健康推進課
上記 5 市以外の兵庫県内の市町	兵庫県 疾病対策課

【申請について】;

下記の必要書類を、姫路市保健所予防課にご提出ください（郵送可）

◆提出に必要なもの ◆

- ① 姫路市小児慢性特定疾病指定医指定申請書兼経歴書
- ② 医師免許証の写し
- ③ 専門医資格に認定されていることを証明する書類の写し（専門医のみ）
又は
指定医研修 修了証の写し（専門医以外で研修受講の医師のみ）

【提出先】 〒670-8530 姫路市坂田町3番地
姫路市保健所予防課 小児慢性特定疾病担当 宛
電話 079-289-1635